

規格外・未利用農産物を フードバンクへ 提供しませんか？



物価高騰等を背景にフードバンクのニーズが高まる中、規格外・未利用農産物を捨てるのではなく、フードバンクへ提供することは、県民の安らかな暮らしを支え、更には食品ロスの削減にもつながります。

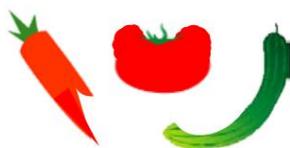


フードバンクとは・・・
品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材の寄付を受け、福祉施設等へ無償提供する活動・団体です。

岐阜県では、
農業者・農業者団体による
農産物等の
フードバンクへの
提供を支援しております。

【提供可能な農産物の例】

※出典：農林水産省HP



規格外
農産物



余剰生産
(一時的でも可能)



直売所で
余ったもの



輸送段階で
箱が傷んだもの

岐阜県 による 支援

- フードバンク団体等の提供先に関する相談
団体に関する情報を提供し、打ち合わせ会議を調整します。
- 取組みにかかる経費を助成
農業者等が負担する費用（消耗品費、運搬費等）を補助します。

取組みに関する
相談窓口

岐阜県農政部農産物流通課流通企画係
TEL.058-278-3582（直通）平日9:00～17:00
メール c11444@pref.gifu.lg.jp

県ホームページでは
フードバンクに関する
情報等を掲載しています



県内事例紹介

① ほうれん草の外葉をフードバンクへ提供

J A全農岐阜（岐阜市） × （一社）こどもがセンター（羽島市）（旧子ども食堂ぎふネットワーク）

提供品目：出荷時に取り除くほうれん草の外葉

取組経緯：J A全農岐阜が運営する青果物パッキングセンターでは、ほうれん草の外葉が出荷量全体の3割前後発生し、これまではその対応に苦慮していたが、有効に活用するため、フードバンク活動を行うこどもがセンターと連携し、令和4年6月から取組みを開始。

提供頻度：月に1回（6月～11月頃まで）

提供方法：こどもがセンターが青果物パッキングセンターでほうれん草を引き取り、県内約10か所の子ども食堂へ配達。

これまで対応に苦慮していたほうれん草の外葉をフードバンクへ提供することで、食品ロスの削減につながった。（J A全農岐阜担当者）

ほうれん草の外葉は茹でるなどして問題なく利用できている。定期的に提供してもらえてありがたい。（一社）こどもがセンター担当者）



写真提供：（一社）こどもがセンター

② 直売所で余った農産物を子ども食堂へ提供

J Aめぐみの（関市） × 寺子屋「いちよう庵」（関市）

提供品目：直売施設「とれったひろば」で余った農産物

取組経緯：「直売所で売り切れず持ち帰る農産物を子どもたちに提供できないか」という出荷者の声をきっかけに、J A担当者が、子ども食堂を開催する寺子屋「いちよう庵」へ声をかけて、令和3年3月から取組みを開始。

提供頻度：月に1回

提供方法：直売所のバックヤードに用意されたコンテナに出荷者の有志が農産物を入れ、J A担当者が「いちよう庵」まで配達。「いちよう庵」にて、その日に開催される子ども食堂に使用。

出荷者の理解あつての取組み。「いちよう庵」では様々な農産物を活用いただけ出荷者も喜んでいる。（J Aめぐみの担当者）

地域の農産物を子どもたちに提供することができるため、食育にもつながり、大変ありがたい。（寺子屋「いちよう庵」担当者）



写真提供：寺子屋「いちよう庵」



写真提供：J Aめぐみの